

# 生産緑地地区制度の仕組み(指定まで～指定後の流れ)

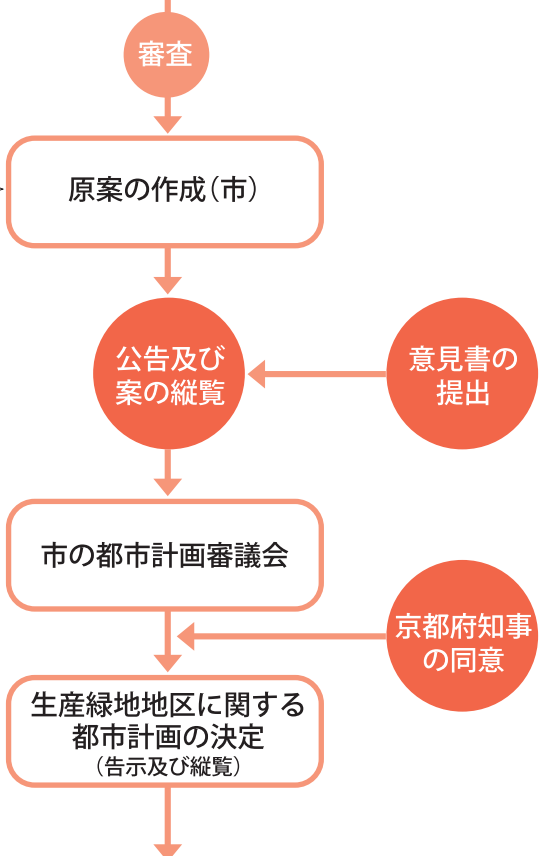
## ●生産緑地地区指定までの流れ

### 生産緑地地区指定希望申出

生産緑地地区に指定されるためには、現に農林漁業の用に供されている農地等であって、以下の要件を満たすことがまず必要である。

- ① 生活環境機能及び公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。
- ② 面積が一団で500m<sup>2</sup>以上の農地等であること。
- ③ 農林漁業の継続が可能であること。

その上で、生産緑地地区の指定は、幹線街路、下水道等の主要な都市施設の整備や合理的な土地利用に支障をきたすことのないように行われることとなっている。



## ●生産緑地地区指定後の流れ

